

暴力団等反社会的勢力の排除

1 次の各号のいずれにも該当しないこと

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団関係企業
- (4) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- (5) その他前各号に準ずる者

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為